　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事　　務　　連　　絡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年９月３日

居宅介護支援事業所　管理者様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　砺波地方介護保険組合業務課

　　　　　　居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算について（案内）

　日頃より、当組合の介護保険事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算とは、正当な理由なく、当該居宅介護支援事業所において、判定期間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の中で、紹介率最高法人により適用されたものの占める割合が８０％を超える場合、減算適用期間中居宅サービス計画全件について月２００単位を減算するものです。

算定の結果、対象サービスのうち、いずれかのサービスについて紹介率最高法人の割合が８０％を超えた場合は、下記の提出期限までに「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」の提出をお願いいたします。また、超えていない場合についても、各事業所において、報告書を５年間保存するようお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　提出書類　　砺波地方介護保険組合ホームページに掲載

（URL http://pci-area.tonami.toyama.jp）

　　　　　　　　※ホームページのトップ画面右下の介護サービス事業者向け情報に、居宅介護支援事業所届出書様式を掲載しています。該当の様式をダウンロードのうえ、報告書類を作成願います。なお、様式のメール送信や書面での送付を希望される場合は、担当までご連絡ください。

２　提出先　　砺波地方介護保険組合業務課　高野あて

　　　　　　　　（〒９３９－１３９２　砺波市栄町７番３号）

３　提出期限　　前期　令和３年９月１５日（水）

　　　　　　　　後期　令和４年３月１５日（火）

４　注意事項　①令和３年度の特定事業所集中減算の対象サービスは、訪問介護、通所介

護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の４事業です。

②令和３年度前期分の判定期間は、令和３年３月１日から令和３年８月末日までとなります。令和３年度後期分の判定期間は、令和３年９月１日から令和４年２月末日までとなります。

〔事務担当〕砺波地方介護保険組合業務課　高野

ＴＥＬ　０７６３（３４）８３３３

ＦＡＸ　０７６３（３４）８３３４